

認定こども園（教育）を利用するために

遠軽町内の保育所、認定こども園（幼児教育・保育）などを利用する場合、遠軽町から子どものための教育・保育給付にかかる「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定を受けるとその費用に関し、公費から給付が受けられるようになります。

ただし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆さまへの直接的な給付ではなく、市町村から施設等に支払う仕組み（法定代理受領）となっています。



遠軽町の蝶 オオイチモンジ

遠 軽 町
民生部子育て支援課
電話 0158 (42) 4560

1 利用にあたって

認定こども園の幼稚園（教育）部分を利用する場合は、遠軽町から支給認定（1号認定）を受ける必要があります。

支給認定の申請は各施設を通じて行いますので、市町村窓口での手続きは必要ありません。

ア 認定区分の種類

認定こども園の幼稚園（教育）部分を利用する場合は「1号認定」、保育所又は認定こども園の保育部分を利用する場合は「2号認定」又は「3号認定」を受けていただきます。

支給認定区分	内 容	利用できる施設
1号認定（教育認定） 〈教育標準時間認定〉	満3歳以上の就学前の子どもで幼稚園等での教育利用を希望する場合	認定こども園（幼稚園） （教育利用）
2号認定（保育認定） 〈保育標準時間/短時間〉	満3歳以上で保育所での保育利用を希望する場合	保育所（園） 認定こども園 （保育利用）
3号認定（保育認定） 〈保育標準時間/短時間〉	満3歳未満で保育所での保育利用を希望する場合	保育所（園） 認定こども園 （保育利用）

※ 認定を受けると、遠軽町から「支給認定証」が交付されます。

イ 支給認定の申請に必要な書類

- ①支給認定申請書 ②多子確認調査票 ③個人番号記入用紙 ④同意書兼誓約書
⑤給食費徴収免除の判定に必要な書類

①支給認定申請書

支給認定を受けるための申請書です。記入漏れの無いように記載してください。

②多子確認調査票

多子確認の調査票です。支給認定を申請する児童より年上の子どもを記載してください。該当する子どもがない場合も「無」にチェックをして提出してください。生計が同一であれば同居していなくても構いませんが、生計が同一であることを証明する書類が必要となります。

③個人番号記入用紙及び確認のための書類

保育施設等を利用する方は個人番号（マイナンバー）の届出が必要となります。提出の方法については個人番号記入用紙の裏面を参照して下さい。

④同意書兼誓約書

認定に必要な調査、施設への保育料の通知等を行うための書類となります。

⑤給食費徴収免除の判定に必要な書類

生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書を添付してください。

※ 給食費徴収免除の判定に必要な市町村民税の課税額については、個人番号を利用した情報連携により確認が可能となったため、課税証明書等の提出は原則不要です。
（ただし、情報連携による確認ができない場合は、改めて提出を求めることがあります。）

2 1号認定（教育認定）の保育料等について

◆保育料

幼児教育・保育の無償化により、無料となります。
遠軽町から保育料決定通知書（0円）が交付されます。

◆給食費

・副食費

施設が定めた額を施設へ支払う事になります。
徴収免除者（下表の給食費が0円の方）については、遠軽町から免除のお知らせが交付されます。

・主食費

施設により、実費徴収又は現物持参となります。

階 層 区 分	保育料及び給食費（月額）	
	保育料	給食費（副食費）
①生活保護世帯	0円 （幼児教育・保育 の無償化のため）	0円
②市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）		
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下		
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下		施設が定める額 ※小学3年までの子 どものうち、第3子 以降は0円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上		

◆給食費徴収免除判定の切替時期について

給食費徴収免除判定の基準となる課税年度が変わるため、毎年9月に切替を行い、変更となる方には8月中に免除のお知らせ等を交付します。

給食費の月分	判定の基準となる税額
4月～8月	前年度（前々年所得）の市町村民税所得割課税額
9月～3月	当年度（前年所得）の市町村民税所得割課税額

◆預かり保育利用料の無償化に係る手続きについて

1号認定を受けた子どものうち、「保育の必要がある」認定を受けた子どもは、預かり保育利用料について一定範囲内で無償化されます。

該当になる方は別途申請が必要です。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

3 認定内容の変更があった場合

「支給認定内容変更申請書」に支給認定証を添付し、在籍園を通じて子育て支援課へ提出して下さい。

なお、変更内容により添付が必要となる書類があります。

- ・世帯員の増員者が、保護者又は保護者の配偶者の場合は「個人番号記入用紙」の提出が必要となります。

4 支給認定証の再交付について

「支給認定証再交付申請書」を在籍園を通じて子育て支援課へ提出して下さい。
破損等で支給認定証がある場合は、添付が必要となります。

5 支給認定を取り消す場合について

「支給認定取消申請書」に支給認定証を添付し、在籍園を通じて子育て支援課へ提出して下さい。

6 その他

その他不明な点については、遠軽町役場子育て支援課（42-4560）までお問い合わせください。